

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等 計画認定実施要綱の一部改正に関する意見公募について

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素法」という。）の規定に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年国土交通省告示第119号。以下「基準告示」という。）の一部改正に伴い、横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見を公募します。

■改正の概要

基準告示の改正により、低炭素法の認定基準として、再生可能エネルギー利用設備の設置が要件化されました。本市では、低炭素法の認定基準のうち、所管行政庁が定めることができる基準についても、再生可能エネルギー利用設備の設置を要件とする改正を行います。

その他、文章の体裁の調整等、所要の改正を行います。

■改正の時期

令和4年10月1日（予定）

■意見公募要領

<意見公募期間>

令和4年8月19日（金）から令和4年9月20日（火）まで
（必着、郵送の場合は当日消印有効）

<意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX 045-550-3568
- ③ 郵送又は持参
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
（持参の場合は、平日8:45～17:15 ※昼休み12:00～13:00は除く。）

<その他の注意事項>

- ① いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報とは適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった本意見公募に関する業務にのみ利用します。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

<問合せ先>

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933